

放送法の一部を改正する法律案の概要

近年の放送をめぐる環境の変化を踏まえ、NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るために還元目的積立金に関する制度等を整備するとともに、他の放送事業者等による責務の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定を整備する等の措置を講ずる。

背景

- 総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめ(平成28年9月9日)における提言を踏まえ、NHKの①業務の在り方、②経営の在り方、③受信料の在り方について一体的に改革を進めていくことが必要とされており、①及び②については、令和元年の放送法改正において所要の措置が講じられたところである。
- ③については、同検討会の分科会(令和2年4月より開催)における受信料の適正かつ公平な負担に向けた改革の方向性を受け、速やかに所要の制度整備を行う必要がある。
- その他、ネット動画配信サービスの普及等により、放送事業者等は厳しい事業環境に直面しているところ、今後経営状況が悪化し、その責務を十分に遂行できない者や業務等を休廃止する者が生じることが懸念されるため、所要の制度整備を行う必要がある。

改正の概要

1. NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備

○ 還元目的積立金に関する制度の整備

・NHKは、毎事業年度の損益計算において生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額の一定額を還元目的積立金として積み立てるとともに、積み立てた額は、受信料の額の引下げの原資に充てなければならないこととする。

○ 関連事業持株会社への出資に関する制度の整備

・NHK及びそのグループ会社の業務の効率化を図り受信料に係る費用の支出を抑制するため、NHKは、関連事業持株会社(いわゆる中間持株会社)に出資できることとする。

○ 受信契約の締結義務の履行遅滞に係る割増金に関する制度の整備

・受信契約の条項の記載事項を法定化し、受信契約の締結義務の履行を遅滞した者を対象とする当該義務の履行遅滞に係る割増金に関する事項を規定することとする。

2. 他の放送事業者等による責務の遂行に対するNHKの協力に係る努力義務規定の整備

・NHKは、その業務を行うに当たっては、①他の放送事業者が視聴覚障害者向け番組をできる限り多く設けるようにする責務にのっとり講ずる措置又は②他の特定地上基幹放送事業者等が国内基幹放送をあまねく受信できるようにする責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に協力するよう努めなければならないこととする。

3. 基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備

・基幹放送事業者が、基幹放送の業務等の休止又は廃止をしようとするときは、その旨を公表しなければならないこととする。